

介護保険事業計画について

米沢市介護保険運営協議会

介護保険事業計画について

1 介護保険事業計画とは（法第117条第1項）

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、国が示す基本指針に則して、3年を1期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

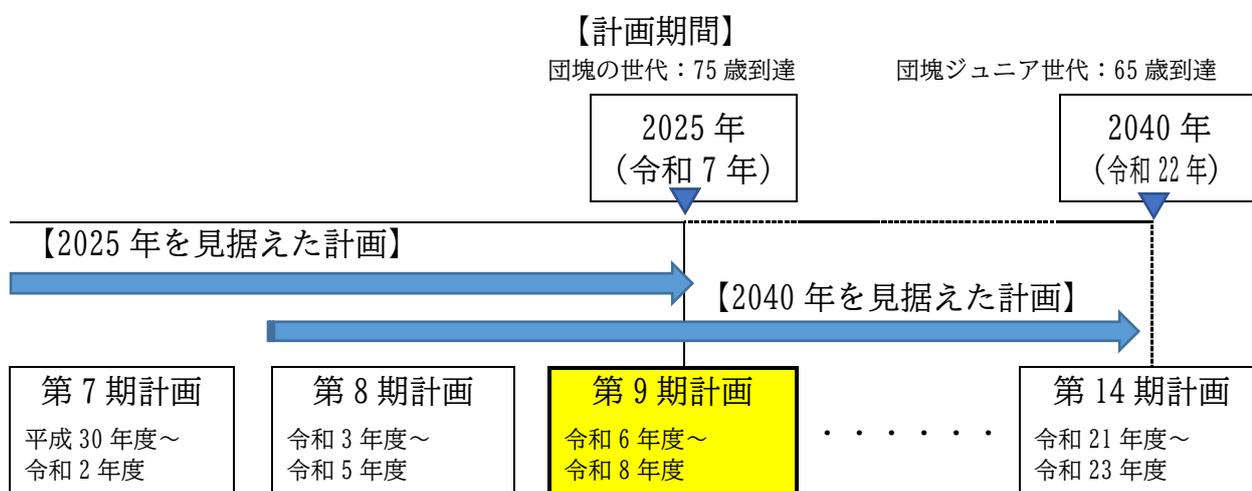
また、介護保険事業計画は介護保険法第117条第6項の規定に基づき、老人福祉法（第20条の8第1項）に規定する老人福祉計画と一体のものとして作成している。

2 計画の期間（法第117条第1項）

第9期介護保険事業計画は、令和6年度を初年度とする令和8年度までの3年間を計画期間としている。米沢市介護保険運営協議会において毎年度進行管理を行い3年目の令和8年度に見直しを実施し、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期介護保険事業計画を策定する。

計画の期間		見直し年度
第1期	平成12年度から平成16年度まで	
第2期	平成15年度から平成19年度まで	平成14年度
第3期	平成18年度から平成20年度まで	平成17年度
第4期	平成21年度から平成23年度まで	平成20年度
第5期	平成24年度から平成26年度まで	平成23年度
第6期	平成27年度から平成29年度まで	平成26年度
第7期	平成30年度から令和2年度まで	平成29年度
第8期	令和3年度から令和5年度まで	令和2年度
第9期	令和6年度から令和8年度まで	令和5年度
第10期	令和9年度から令和11年度まで	令和8年度

※3年を1期とする。（第1・2期計画は3年ごとに5年を1期として定めている。）



3 介護保険事業計画に定める主な事項

(1) 次に掲げる事項を定める。(法第117条第2項)

- ① 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ② 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ③ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- ④ 上記施策の目標に関する事項

(2) 次に掲げる事項について定めるように努める。(法第117条第3項)

- ① 必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- ② 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- ③ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- ④ 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ⑤ 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- ⑥ 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

(3) 計画を定めるに当たって留意すべき事項（法第117条第4項～第13項）

- ① 介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- ② 市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するように努めるものとする。
- ③ 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- ④ 市町村は、市町村が取り組むべき施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- ⑤ 市町村は、評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- ⑥ 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- ⑦ 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ 市町村は、介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- ⑩ 市町村は、介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。